

令和7年兵庫県警察運営重点について（一般甲）

〔令和6年12月13日〕
兵警務一般甲第103号

兵庫県公安委員会運営規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第1号）第2条第2項に規定する兵庫県警察の事務の運営に関する大綱方針として、令和7年兵庫県警察運営重点が別添のとおり定められたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、対応に万全を期されたい。

令和7年兵庫県警察運営重点

◎ 基本理念

県民の安全を守る力強い警察

～ 強く・正しく・温かく～

◎ 活動指針

＝ 初動は警察の命 ＝

◎ 業務重点

- 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進
- 特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進
- 重要凶悪事件の徹底検挙と人身安全関連事案への的確な対応
- サイバーセキュリティ対策の推進
- テロ対策、大規模災害対策等の推進
- 安全・安心・快適な交通社会の実現
- 少年の健全育成に向けた非行防止と保護対策の推進